

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学

・地域連携プラットフォーム事業 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会組織規程第7条に定める事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局は以下の者をもって構成する。

- (1) 幹事校 2名
- (2) 各大学・短期大学（幹事校を除く） 1名
- (3) 各自治体 1名
- (4) 各産業界 1名
- (5) その他事務局長が指名する者 若干名

(業務)

第3条 事務局は、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業（以下「プラットフォーム事業」という。）の事務を処理するため、以下の業務を行う。

- (1) プラットフォーム事業に関する全体調整
- (2) プラットフォーム事業の経理に関すること
- (3) その他プラットフォーム事業の運営に関し必要な事項

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は事務局から互選により任命する。
- 3 事務局長の任期は、1事業年度間とする。ただし、次の事務局長就任まで職務を遂行するものとし、再任を妨げないものとする。
- 4 事務局長は会議を招集し、その議長となる。
- 5 事務局長に職務遂行ができなくなったときは、あらかじめ事務局長が指名する者がその職務を代行する。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会の議を経て、協議会長が定める。

付 則

この規程は、2018 年 8 月 29 日から施行する。